

平成27年度における保険料率の方向性（案）

1. 疾病保険料率について

疾病保険料率については、船員保険事業が全国健康保険協会に移管された際に、0.3%引き上げられて9.4%（被保険者、船舶所有者で折半）とされた後、平成22年度及び平成23年度においては、据え置かれたところである。

その後、平成24年度及び平成25年度においては、被保険者数の減少及び加入者1人当たりの医療費の増加の傾向等を踏まえ、年度収支の均衡を図る観点から、それぞれ、平成24年度は0.4%、平成25年度は0.3%引き上げられたところであるが、これらの保険料率の引上げ分のうち、被保険者負担分については、19年の法改正時に、特例措置として、準備金から繰入れを行うことにより、「被保険者の負担を軽減するため必要があるときは、期間を定めて、保険料率から0.5%までの範囲内で協会が定める率を控除して保険料率とすることができる」とされたことから、船員保険事業が協会に移管されて以降は、保険料率の引上げ時に、被保険者負担分の引上げ率と同率を控除することにより、実質負担率は据え置かれてきている。（注）

平成26年度においては、こうした経緯も踏まえ、単年度収支見込みでは若干の赤字が見込まれたものの、準備金の活用等も視野に入れつつ、保険料率は、従前の水準を維持する方向で検討が行われ、結果としては、前年度と同じ10.1%で据え置くこととされた。

（注）船舶所有者負担分については、平成24年度、平成25年度いずれの年度においても、災害保健福祉保険料率について同率の引下げがあったので、船員保険料率全体では実質的負担率は変わっていない。

平成27年度においては、近時、標準報酬月額が増加傾向にあること等の影響もあり、現行の保険料率を据え置いた場合、単年度収支は約13億円の黒字となることが見込まれる。

しかしながら、

- (1) 当該黒字は、収入において、被保険者保険料負担軽減分として準備金を約 15 億円取り崩すことを見込んだ上でのものであり、実質的な収支としては、平成 27 年度においても、わずかながら赤字が見込まれる状況にあること。
- (2) 仮に準備金の取崩し分を考慮しなかった場合においても、平成 30 年度には赤字に転じ、その後、赤字幅が拡大していく一方、準備金の残高は目に見えて減少していくことが見込まれる等、中期的にはかなり厳しい見通しであること。
- (3) 緩やかになってきたとは言え、被保険者数の減少傾向及び 1 人当たりの医療費の増加傾向は、依然として続いており、支出面で大きな負担となっている高齢者医療制度に対する拠出金等の負担も、依然として高水準で推移することが見込まれる等、財政運営を考える上での基本的な環境は大きくは変わっていないこと。

などから、船員保険の財政状況は、引き続き、厳しい状況にあり、次年度の保険料の方向性を考えるに当たっての前提条件は、一部好転している点もあるが、おおむね昨年度に似た状況にあると言える。

このため、27 年度についても、26 年度に引き続き、現行の保険料水準を維持することとし、万一赤字が発生した場合には、準備金の活用を図ることにより対応することとしたい。

なお、現在、社会保障審議会等において検討が進められている医療保険制度改革については、現段階ではその方向性を見極め、影響等を見込むことは容易ではないことから、改革が実施された以降に、その影響等を踏まえて、改めて保険料率の見直しの必要性について検討することとしたい。

2. 災害保健福祉保険料率について

平成 27 年度においては、現行の保険料率（1.05%）を据え置いた場合、現時点では、年度収支約 9 億円の赤字が見込まれるが、26 年度末の準備金残高が約 165 億円見込まれることを踏まえれば、仮に赤字が発生した場合には、当面は準備金を取り崩すことにより対応することとし、保険料率については、現行の料率 1.05%を据え置くこととしたい。

なお、中期収支見通しにおいても、現時点では、赤字が拡大していくことが見込まれるが、28 年度以降の保険料率については、今後における福祉事業等の動向等を注視した上で、必要に応じて見直しを検討することとしたい。

3. 介護保険料率について

年末に国から示される介護納付金の額及び船員保険に加入する介護保険第 2 号被保険者の総報酬額により、機械的に算出されるものであるが、現時点では、平成 27 年度は 1.79%になる見込みである。

（現行保険料率（1.71%）から 0.08%の引上げ）